

介護保険で日常生活を支えるためのサービスを利用できます

問介護保険課 ☎43-9083

こんな困りごとはありませんか？

- 人と話す機会がなくなり、物忘れが気になってきた…
- 一人暮らしの親が、調理や掃除が大変になってきたようだ…
- 病気で入院した妻を退院後に自宅で介護できるか不安だ…



介護保険サービスが生活を支えます

病気や加齢などにより、日常生活に支障が出てきたときは、申請により要介護・要支援の認定を受けることで、生活を支えるさまざまな介護保険サービスを利用できます。

各サービスの
詳細はこちら

申請から認定までの流れ

1 かかりつけ医に相談

現在の心身の状態や日常生活で困っていること、介護保険で利用したいサービスなどをかかりつけ医に伝え、要介護認定申請手続きを行うことについて事前に相談しましょう。
※市からかかりつけ医に主治医意見書の作成を依頼します。

申請の詳細
はこちら

2 介護保険課で申請

介護保険課(市庁本館1階12番窓口)で要介護認定申請を行います。申請は、本人以外にも、家族やケアマネジャー(介護支援専門員)などが代行できます。

65歳以上の人 持ち物…介護保険被保険者証、マイナンバーカード
※上記2点が見当たらない場合でも申請は可能です。

特定疾病的
詳細はこちら

40～64歳の人 持ち物…医療保険の保険証
※がんや脳血管疾患などの16の病気(特定疾病)と診断された場合

3 認定調査の実施

※申請からおおむね2週間以内に実施します。30分～1時間ほどかかります。

認定調査員が自宅または病院・施設に訪問し、心身の状態や生活の状況などを聞き取ります。

4 認定結果の通知

認定調査・主治医意見書を踏まえ、要介護1～5、要支援1・2、非該当(自立)のいずれかに審査・判定し、認定の結果と介護保険証を郵送します。

要介護1～5

介護サービスを利用できます

要支援1・2

介護予防サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます

非該当(自立)

介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます

※要介護度に応じて、通所、訪問、短期入所サービス、施設に入所、介護予防の事業などが利用できます。

必要なサービスを利用しましょう

ケアマネジャーがケアプラン(サービスを利用するための計画)の作成や事業所との連絡調整などを行い、心身の状態・生活環境に合ったサービスを利用できるよう必要な支援を行います。利用を希望するサービスに応じて、居宅介護支援事業所、お住まいの地域の高齢者支援センター、小規模多機能型居宅介護、介護保険施設などにご相談ください。

事業所の一覧
はこちら

介護保険サービスは、収入などに応じて1～3割の自己負担で利用できます。